



## 今月のトピックス

### 完全なリタイヤ前に支給する 役員退職金の税務

事業承継の相談をお受けする際、多く質問を受ける一つに、現経営者が後継者に経営権を委譲するに際して、「一線を退きつつも会長や相談役として会社に籍を置いたままで退職金の支給を受けられるか？」というものがあります。このような事例は、裁判例の蓄積も見られ、また通達にもその扱いについて規定があります。

すなわち、法人税法基本通達では、会社の役員の方掌（職務分担）変更等に際し、その役員に対し一時に支給した給与について、その支給が次に掲げるような事実があったことによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができると定めています。

- ① 常勤役員が非常勤役員になったこと（代表者や実質的に経営上主要な地位を締めていると認められる者を除く。）
- ② 取締役が監査役になったこと（実質的に経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で使用人兼務役員とされない役員に該当する者を除く。）
- ③ 分掌変更等の後におけるその役員の前給与が激減（おおむね50%以上の減少）をしたこと。（経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）

法人税法基本通達の列挙するこれら3つの基準は、「例示列挙」と解されており、形式的にこの基準を満たせば足りるということではなく、実質的に退職をしたと同視される状況になることが必要とされています。

つまり、分掌変更により、役割が大きく変わり、実質的に退職したと同視される状況になる際に一時に支給される給与は、退職給与と認められます。

### ◇過去の裁判例で、具体例を紹介します。

事例1 会社の主要な営業活動を継続していた事例（京都地判平成18年2月10日）

<概要>

夫が代表取締役から、取締役になった。（一方で妻が代表取締役に就任）  
給与は、95万から45万に減額した。

夫は、分掌変更後も主要な取引先との実質的な対応を含む業務を行っていた（主要取引先に対して代表者が交代したことを正式に知らせていない。）

↓ 判決

会社の売上の相当程度を占める主要な活動について重要な地位をしめていたと判断。実質的に退職したと同様の事情があるとは認められない。

事例2 報酬の激減を分掌変更の根拠とした事例（東京高判平成29年7月12日）

<概要>

代表取締役Aは、取締役相談役となり月収205万円から70万円に引き下げ。

営業部長Bが代表取締役に就任。会社の経営に支障が生じないように当分の間AがBへの指導・助言を行っていた。Aは、幹部の集まる代表者会議に出席し、10万円を超える支出の決裁にも関与。また法人の資金繰りに関する窓口を務めていた。

↓ 判決

Aは代表取締役退任後も引き続き相談役として経営判断に関与し、対内的にも対外的にも経営上の主要な地位を占めていたと認められる。（現在、納税者は不服として上告中。）

以上をふまえて、分掌変更による退職金の支給に関しては、以下のように退職の事実を証明することが重要になると考えます。

- ・代表者に変更が生じた場合には、挨拶状等で取引先に知らせること
- ・経営上の重要な地位がしがるべき者に移っていること。（発言力の低下）  
→議事録等で日々の経営判断がどのようにされているかが、客観的にわかるように。
- ・給与が激減すること（形式的に、従前の50%程度の減額）

HOPでは、事業承継に伴う退職金のご相談をお受けしております。各担当にお気軽にお問い合わせください。



社会保険労務士 井上の

News にタックル!

### 労基法違反で、経営者が逮捕される



『那覇労働基準監督署は24日、違法な時間外労働と時間外労働にかかる割増賃金の未払いがあったとして、労働基準法違反の疑いで逮捕したオフィス用品や書籍販売の株式会社「安木屋」社長の安仁屋健作容疑者（42）と店長の男（36）を那覇地検に送致した。』（出典：沖縄タイムス）

本件は、沖縄の老舗企業であること、経営者が逮捕され、身柄を送検された事例で、全国的な注目を集めました。

ポイントは、

- ①2年以上の行政指導に対して企業が真摯に対応しなかったこと
- ②36協定を締結していなかったこと
- ③割増賃金の未払いがあったこと

労働基準監督署による労働時間についての指導は、より一層強化されます。仮に行政指導が入った場合に、法律的な知見に基づき、真摯に対応する必要があります。

また、行政指導が入る前に、36協定の届出、法令で求められる割増賃金の支払い等について整備しましょう。また、現状システムのまま、割増賃金を支払うことが困難な場合は、固定残業手当の制度を導入して、割増賃金の支払総額をコントロールすることも可能です。

社労士法人HOPでは、労働時間の問題から中小企業の経営者を救うため、いつでも相談を受け付けていますので、お声がけください。

クライアント様 紹介コーナー

## スポットライト

今回は東京にいなが九州地方の料理と焼酎を堪能できる「東京立ち飲みバル」をご紹介します。

お店は、「サラリーマンの町」新橋のSL広場を抜けたところにあります。お店の扉をくぐると看板娘の素敵な笑顔がお出迎えてくれ、その日の仕事の疲れも吹き飛びます。

焼酎はグループ会社から仕入れているため珍しいお酒を飲むことが出来ます。



### 新橋で五島列島の料理と本格焼酎を楽しめるお店

店名に立ち飲みと入っていますが、座って飲食をすることもでき、五島列島から直送されてくる新鮮な魚を使った料理は常連のお客様からも好評です。

私のおすすめは馬刺しです。味が濃厚で、病みつきになります。スポーツ観戦、貸し切り（20～50人）などにも対応できる使い勝手が良いお店となっております。

新橋で飲む際はぜひ東京立ち飲みバルをご利用ください。

PS 姉妹店である「蔵八」（所在地：仲御徒町）もご利用ください。

東京立ち飲みバル  
東京都港区新橋 2-8-17  
新橋 KI ビル 1F

東京立ち飲みバル 新橋 検索



## Staff Column 胡 昕

こんにちは、スタッフの胡です。先日、2年ぶりに北京の実家に帰りました。空港から実家に向かう車の窓から見慣れた景色、そして新しい景色を次から次へと目にし、北京に帰ってきたなと胸が熱くなりました。

息子は年少から毎年夏場に2か月間ほど北京の幼稚園に通い、中国語を覚えたので、今回もすぐに感覚を取り戻し、祖父母と普通に会話をしていました。子供の順応性は凄いと改めて感じました。

旅行で日本に行ってきたと私に日本の良さを話してくれる友達も沢山いました。

また、携わっている中国のクライアント様は中国でも有名な企業だと改めて知り、やりがいを感じました。

日本から一歩外に出て、日本の良さを改めて感じる今回の帰省は心に残る思い出となりました。



## 關稅士 小川実 魂のコラム

9月2日から3泊4日で、税理士法人HOP15周年記念事務所旅行として、グアムに行ってきた。

事務所旅行としては、熱海や神津島、マザー牧場などに行きましたが、初めての海外です。

成田空港に集合し、ワクワク気分で飛行機に搭乗。3時間30分で真夏のグアムに到着。恋人岬を見学し、夜はダンスショーを見ながら、みんなで美味しい食事で盛り上がりました。翌日、男性はゴルフ、女性はエステで身も心もリラックス。夜のBBQで、HOPのバッジを皆さんに渡しました。以前から作りたいと思っていたHOPの徽章です。

徽章はHOPの社員であるというプライド。

徽章を身につけることにより、身も心も引き締まります。

一流の事務所として、一流の士業として、一流の大人として、20周年に向けてますます精進してまいります。

